



なぜ今『取適法』なのか！ 中小受託事業者等（受注者）の 「取適法」の使い方

資料作成：弁護士 鈴木 雅人

目次

■ 1. はじめに.....	2
■ 2. 「取適法」とは？何を目的とする法律か？.....	2
■ 3. 「取適法」の内容（「下請法」のおさらいと改正ポイント）	4
■ 4. 「取適法」の使い方（主に中小受託事業者等（受注者）側 の視点から）.....	7
■ 5. おわりに.....	10

なぜ今『取適法』なのか！ 中小受託事業者等（受注者）の 「取適法」の使い方

■ 1. はじめに

令和7年5月16日、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月23日に公布されました。「下請代金支払遅延等防止法」とは一般に「下請法」と呼ばれていた法律で、この改正は委託事業者（親事業者・発注者）・中小受託事業者等（受注者）の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るためのものです。そしてその結果、「下請法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法〔トリテキホウ〕）と呼ばれることになり、令和8年1月1日から施行されています。

本レポートでは、この「取適法」について、改正前の法律である「下請法」から紐解いてその趣旨や目指すところを概観しつつ、その内容を解説し、そのうえで主に中小受託事業者等（受注者）側がどのようにこの「取適法」を活用すべきか、その在り方について考えてみたいと思います。

■ 2. 「取適法」とは？何を目的とする法律か？

はじめに「取適法」とは何か、についてから話を進めます。上述のとおり「取適法」の前身は、「下請法」との呼称で呼ばれていた法律です。

「下請法」の目的について、その第1条は、「この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。」と定めていますが、下線部分がポイントで、要するにこの法律は「下請事業者」のために存在する法律、だということです。そして、「取適法」も、この「下請法」の精神を受け継ぎ、下請事業者の保護の範囲を従来よりもさらに拡充しています。

さて、なぜこのような法律が存在しているかといえば、それは「親事業者」の「下請事業者」に対する取引態度が、対等な取引事業者に対して示されるべき「公正」さを欠くことも多く、取引一般の交渉などに任せていても「下請事業者の利益」などは図られず、法律で保護しなければ「国民経済の健全な発達」が阻害されかねないほどに均衡を失っていたからです。

ところで、似たような目的の法制として建設業法の下請事業者保護に関する一連の規定があり、後述する取適法制定と類似の目的の下、昨今その充実が図られています。一人親方が受注する場合を含め、建設工事を他の事業者の下請させる場合は取適法ではなく同法が適用されますが（一方、建築工事に伴う設計業務、地質調査業務、測量業務、建設コンサルタント業務、建設資材販売・製造業務等については取適法が適用されます）、契約時の書面交付や代金支払遅延の禁止、受領拒否の禁止など内容的には重なる部分も多く認められます。

また、同様の目的の下に制定され、最近話題の法律として「フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）」があります。これは、発注事業者が個人事業主か、法人化しているかにかかわらず一人事業主に仕事を発注するに当たって、その取引の適正化を図るための法律です。

この法律でも第1条に目的規定があり、「この法律は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」が目的であるとされており、その目的の下に具体的などころとして「発注事業者との取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つを定めています。

昨今、何故にこのような立場の弱い中小受託事業者等（受注者）側の保護に関する法律が相次いで成立ないし改正・強化され、注目されているのでしょうか。

それは、極めて月並みな表現ではありますが「世の中が大きく変わったから」ということに尽きると思います。

日本は、成長の季節を過ぎて久しく、従前の社会構造が着々と崩れつつある中、日本の全会社の9割を占める中小企業に勤務しあるいは個人事業主として実際に市井で働く人々に着目して社会制度を整備しなければ、国民経済全体に深刻な影響を及ぼしかねなかったということです。まして、昨今の円安による原料費・エネルギー費の上昇を背景に、この問題への着手はまさに「待ったなし」の状況だったわけで、特にガソリン価格の高騰による物流業

界への影響は非常に大きく、「物流業界の2024年問題」に関連し、不当な契約や長時間の荷待ちなど「無償の役務」を強いられるケースが散見されたことなどはわかりやすい一例といえるでしょう。

一言でいえば、上昇する原料・エネルギー価格の転嫁や給与上昇への対応は、今や日本再生に向けた「国策」ともいうべき状況で、国が一体となって各種法律の制定・改正を行い、またその解釈指針をこの方向を促進する形で示すばかりでなく、さらには公正取引委員会や中小企業庁が後述「4」でご紹介する各サイトを開設して具体的な対応策を指南し、支援ツールまで準備している状況がそれを示しています。

この背景や文脈、そして上述の「国策」を支える「大義」をきちんと押さえなければ、「取適法」や改正された「建設業法」、あるいは「フリーランス法」を正しく使うことはできないでしょうし、その理解こそが各法律を使うに当たっての肝となってくるわけです。

■ 3. 「取適法」の内容（「下請法」のおさらいと改正ポイント）

（1）「下請法」のおさらい

それでは「取適法」の内容に入っていきますが、まず、元々の「下請法」以来の内容について軽くおさらいをしておきたいと思います。

「下請法」とは上述のとおり「親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護」するための法律です。

したがって、この法律の適用に当たっては「取引の内容」が「下請」としてのものであることを前提としており、具体的には、①自身が物品販売もしくは製造を請け負っている事業者あるいは自社が業として自家使用・消費するために物品製造している事業者が、規格・品質・形状・デザインなどを指定して物品の製造・加工を他に委託する場合（製造委託）、②物品修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他に委託する場合（修理委託）、③ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他にその作成作業を委託する場合（情報成果物作成委託）、④他者に対して運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）を提供する事業者が、その提供役務の全部または一部を他に委託する場合（役務提供、ただし、前述のとおり建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は建設業法側で規律するので除外）がこれに当たるものとされています。

そして、「下請」としての取引とはいえ、「下請」側に強い経済規模とバーゲニングパワーがあれば、交渉の中で自身の利益を守るため、特に保

なぜ今『取適法』なのか！中小受託事業者等（受注者）の「取適法」の使い方

護の必要はなく、それゆえ適用に当たっての「規模要件」というものが定められており、具体的には親事業者・発注者側である「委託事業者」の資本金と受注者側である「中小受託事業者」の資本金の相関で適用の有無が決まっておりました（図参照）。

図：取適法（改正下請法）の概要



出典：公正取引委員会 2026年1月施行！～下請法は取適法へ～改正ポイント説明会

以上を前提に、適用がある場合の取引について、「下請法」は「委託事業者（親事業者・発注者）の義務」として①発注内容の明示（発注書の交付）、②取引に関する書類等の作成・保存（2年間）、③支払期日の設定（物品・給付受領後60日以内）、④遅延利息（14.6%）の支払などを定めておりました（図参照）。

また、「委託事業者（親事業者・発注者）の禁止行為」として、①受領拒否の禁止、②代金支払遅延の禁止、③代金減額の禁止、④返品の禁止、⑤買ったたきの禁止、⑥購入・利用強制の禁止、⑦報復措置の禁止、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止、⑩不当な給付内容の変更・やり直しの禁止といったものが定められておりました（図参照）。

なお、「委託事業者（親事業者・発注者）の義務」と「委託事業者（親事業者・発注者）の禁止行為」に関しては「フリーランス法」でも類似の

規制が定められているところです。

（２）改正のポイント

さて、「取適法」への改正で以上の内容がどのように変わったかですが、ひとまず、適用される「取引の内容」の範囲が拡充され、製造委託の場合に関連し、元々対象となっていた物品等の製造に用いられる金型の製造に加え、もっぱら物品等の製造に用いられる木型、工作物保持具（治具）等の製造を行う場合も適用対象に加わることとなったほか、元々適用対象外だった発荷主から運送業者への運送委託や、製造委託・修理委託・情報成果物の作成委託に関連する対象物品等の運送委託も適用対象となりました（特定運送委託といいます）。

また、「規模要件」についても拡充が図られ、従前来の資本金要件に加え、これを充足せずとも「従業員基準」（常時使用する従業員数の相関）によって適用される場合があることを新たに決めました（図参照）。

そして、「委託事業者（親事業者・発注者）の義務」については、禁止行為である代金減額を行った場合における（元の金額を支払うまでの）遅延損害金支払義務の明記や電磁記録により発注内容を明示できることなどが規定されています（図参照）。

一方、「委託事業者（親事業者・発注者）の禁止行為」に関しては、主に代金支払遅延の禁止について重要な改正が行われており、具体的には支払手段として手形を用いることを禁止したほか、一括決済方式や電子記録債権に関しても支払期日までに代金に相当する金銭を得ることが困難な場合はすべてその使用を禁止し、これら手段を用いることで委託事業者（親事業者・発注者）が中小受託事業者等（受注者）に資金繰りにかかる負担を求めることを排除しています。また、中小受託事業者等（受注者）からの価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者（親事業者・発注者）が必要な説明を行わなかったりするなどして、一方的に代金を決定することを「取適法」違反行為として新設することになりました（図参照）。この結果、原料価格やエネルギーコスト、労務費などの対応に向けて中小受託事業者等（受注者）が価格改定の申入れを行った場合に、委託事業者（親事業者・発注者）がこれを無視することは「違法」と評価されることとなりました。

既に、「下請法」の時代から、買い叩きの禁止に関連して、令和4年に公正取引委員会は、労務費や、原料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引は、下請法上の「買ったたき」に該当することを明確化するため、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」を改正しておりましたが、交渉結果たる価格だけでなく、交渉プロセスの在り方につ

いても禁止行為が定められたことにより、中小受託事業者等（受注者）としては、より一層交渉を行いやすい環境が整えられたこととなります。

そして、「取適法」はこれまでの規制も含め、これら改正法上の規制の実効性を高めるため、「報復措置の禁止」についても改正を行い、公正取引委員会や中小企業庁に加え、事業所管官庁への通報の場合の取引数量削減や取引停止などの不利益措置を「違法」とするとともに、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管官庁を申告窓口として一体となって違反行為を摘発できる体制を整えています。

■ 4. 「取適法」の使い方（主に中小受託事業者等（受注者）側の視点から）

さて、以上のような法律である「取適法」を中小受託事業者等（受注者）はどのように使うべきでしょうか。

ご説明の前に一点お断りしておきたいところがあります。前述のとおり、建設業の「ひとり親方」には建設業法が、従業員のない各種フリーランスの個人事業主には、フリーランス法が適用されます。このように取扱業務や従業員の有無の違いなどによって適用される法律はそれぞれ異なりますが、これらの法律はいずれも取適法と類似の規制を含んでいるため、これからご説明する価格交渉の考え方や手順はいずれの場合にも共通して活用いただけます。そのような視点で以下の部分は読み進めていただければと思います。

さて、具体的な対応ですが何を置いても、まず心構えの問題として、以下の点をまずは押さえる必要があると思います。

冒頭の「2」で述べたとおり、「取適法」や「建設業法」の昨今の改正規定、そして「フリーランス法」が目指すのは原材料・エネルギーコスト上昇の、転嫁や給与上昇への対応を委託事業者（親事業者・発注者）側も巻き込んできちんと行わせることです。そしてそれは、今や日本再生に向けた「国策」です。

これまで委託事業者（親事業者・発注者）への「遠慮」から、申入れを控えてきた中小受託事業者等（受注者）も多いと思いますが、委託事業者（親事業者・発注者）が、時代の流れもわきまえず、中小受託事業者等（受注者）側からの真摯な申入れにかかわらず交渉の場にさえ着かず、あまつさえ申入れに対して不利益取扱をするような事態が生じた場合に備え、中小企業庁や公正取引委員会が「匿名での相談窓口」まで設け、一罰百戒の姿勢で臨んでいます。

明日の経営のためにも、また従業員のためにも「来たボートには勇気をも

って毅然たる態度で乗る」、これが今心構えとして最も重要なところでは。この点は何度繰り返しても、足りないところですので、くどいかもしれませんがまずは強調しておきたいと思います。

以上を踏まえて次に手順ですが、これは①情報収集、②提示すべき条件の客観的基準・視点からの検証、③真摯な姿勢による申入れと交渉、の3つのポイントがあると思います。

まずは、①の「情報収集」です。

ウェブベースでもこの関連の情報を収集するのは極めて容易で、「2」で述べたとおり、国がこの動きを支援すべく、公正取引委員会が「取引適正化に向けた公正取引委員会の取組

(https://www.jftc.go.jp/partnership_package/)」を、中小企業庁が「適正取引支援サイト (<https://tekitorisupport.go.jp/>)」や「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト (<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/>)」などを開設して具体的な対応策を指南し、支援ツールまで準備しています。

このほか、中小企業庁においては、「中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック」（最終改訂は令和8年1月）というきわめてわかりやすいマニュアルも準備していますし、内閣官房・公正取引委員会が作成し、本年1月1日に改正を行った「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」というものも存在しています。

したがって、これらの情報を得るほか、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口相談するなどして価格交渉に向けたツールや手順、あるいは交渉の具体的な進め方について、よくよく研究・検討するところから始めるのがよいでしょう。

次に、②の「提示すべき条件の客観的基準・視点からの検証」です。

いかに中小受託事業者等（受注者）側に追い風が吹いているとはいえ、大した理由もなく「単価を上げてください」「取引価格を改定してください」と言われても委託事業者（親事業者・発注者）も当惑するばかりです。まして先方が会社組織であるとするれば、価格を改定するなりの根拠を社内に説明する必要があるでしょうから、その部分についてはむしろ中小受託事業者等（受注者）の側で、共通の利益のために協働する協力者として積極的に必要な情報を提供し、先方担当者のサポートを図る方が最終目的（価格改定）をより容易に達成するためにも有益でしょう。

その意味で、中小受託事業者等（受注者）側が提示した価格改定のオファーが客観的な基準や視点から見ても合理性があるものであることをきちんと説明できることが重要です。

ここにおいて、中小受託事業者等（受注者）の自主的な判断で自社の原料価格やエネルギーコスト、労務費などの状況を委託事業者（親事業者・発注

者）に示すことも一概に否定されるものではないように思われますが、これらを開示することは端的に言えば中小受託事業者等（受注者）側の「製造原価」や「コスト構造」を委託事業者（親事業者・発注者）に開示するに等しく、かえって委託事業者（親事業者・発注者）からコストを査定され原価低減を求められる可能性もないではありません。

その意味では、個別の原価そのものというよりも、経済実態が反映されている公表資料を基に、価格改定に向けた説明を組み立てて提示を行う方が、中小受託事業者等（受注者）のアプローチとしても有利な場合が多いように思われます。

原料価格などに関しては、業界新聞・専門誌などで閲覧ができるものや、業界団体のウェブサイトでリンク先が紹介されているものもありますし、エネルギー費などは、官公庁のウェブサイトにも掲載されています。一方、労務費に関しては、上昇率をパーセンテージで示している資料が多数存在しており、例えばデータとしては厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率、都道府県別の最低賃金やその上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などがありますし、また業種によっては国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種単価やその上昇率、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃などもその一例として挙げることができます。また、全体を総括する経済一般の数字としては総務省が公表している消費者物価指数なども参考になるでしょう。

これら情報を積極的に利用して、中小受託事業者等（受注者）側で提示する予定の価格改定オファーが経済の客観的基準・視点から見ても適当であることを検証し、それを提示するとよいように思われます。

次に、③の「真摯な姿勢による申入れと交渉」です。

上述①・②のような準備段階を経て、いよいよ委託事業者（親事業者・発注者）側に価格改定のオファーを行うわけですが、ここにおいて中小受託事業者等（受注者）側はどのように振る舞うべきでしょうか。

当然、交渉ですので、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる委託事業者（親事業者・発注者）との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など中小受託事業者等（受注者）が価格交渉を申し出やすいタイミング、委託事業者（親事業者・発注者）の業務の繁忙期など中小受託事業者等（受注者）の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を捉えて交渉のオファーを行うなどの戦術的な対応はあつてよいように思われます。

また、結局交渉は全て人間の行うことですので、今まで中小受託事業者等（受注者）側のことも考えて上述のような背景の下、国の支援が色濃く打ち

出される前から「三方よし」「共存共栄」の精神できちんと対応してくれていた委託事業者（親事業者・発注者）と、全くそうではなかった委託事業者（親事業者・発注者）とで、受注側が「融通」をどのように効かせるかに大きく差が出てくるのも、無理からぬところであろうと思われます。

冒頭申しあげたとおり、原料費・エネルギーコストの上昇の点や給与上昇への対応は「国策」ともいうべき状況で、国をはじめ関係機関による手厚い支援と後押しもあるため、基本は遠慮なく進めていけばよいのですが、一方で自身に有利な形で強力な追い風が吹いているからとあって、それを嵩に着た対応をしてよいというものでもなく、相手（委託事業者（親事業者・発注者））とどのように共存共栄を図れるか、という視点で真摯に申入れをし、交渉を行うことが中長期的視点から継続的な発展を図る意味でも大事ではないかと思われますし、交渉のスムーズな妥結という意味からもこのようなアプローチの方が有益ではないかと思われるところです。

■ 5. おわりに

「取適法」がいかに中小受託事業者等（受注者）側にとって価格転嫁のための交渉に有益な法的ツールであるか、また、その実効性を高めるために、いかに国や関係機関が手厚い支援体制を敷き、中小受託事業者等（受注者）側の後押しをしているかは、以上述べてきたところからもおわかりいただけたのではないかと思います。そして、この点は建設業法の改正規定やフリーランス法でも趣旨としては基本的に同じです。

よって、中小受託事業者等（受注者）においては存分にこれを利用し、なるべく原料・エネルギー高への対応や労務費上昇への対応を図るべく、しっかりと委託事業者（親事業者・発注者）と交渉いただければと思うわけですが、本レポートを終えるに当たり、最後にもう一つだけ指摘しておきたいことがあります。

それは、委託事業者（親事業者・発注者）との交渉決着後についてのことです。

原料費やエネルギーコストの方は、実際に製造等をしていけば自然と変動費として発生するものですから問題は無いのですが、問題は中小受託事業者等（受注者）内における自社従業員への労務費の対応（要するに給与上昇）です。価格改定に応じてもらったにもかかわらず仮にこれを行わなかったとしたらどうなるでしょうか。

上述より、再三申しあげている国による手厚い支援・後押しも、全ては労働者の給与上昇とそれによる「国民経済の健全な発達」という「大義」のためです。当然、どのくらいの給与上昇を行い得るかは各中小受託事業者等

（受注者）の体力との関係もあるのでその点は考慮されて然るべきでしょうが、少なくとも委託事業者（親事業者・発注者）との価格改定交渉においてこの「大義」を用いながら、そこに一切手を付けないとなれば、当該中小受託事業者等（受注者）は、世間から一体どのように見えるのでしょうか。

存外、外の間人はよく見ているもので、労務費の話などは中小受託事業者等（受注者）側の従業員との何気ない会話を通じ、対応がなされているかどうかはすぐにわかってしまいます。

そして、「労務費対応」を名目に価格改定を行った中小受託事業者等（受注者）が、仮に従業員への給与アップを行っていないと委託事業者（親事業者・発注者）が知った場合に、次の価格改定の場面で真面目に交渉に応じるのでしょうか？ここで申しあげたいのはそういう話です。

繰り返しますが、国や関係機関による手厚い支援・後押しが究極的に何のためにあるのか、この点は強く念頭に置かれるべきです。国や関係機関の力強い支援の下に獲得された利益を、どうか自社の従業員の皆さんにも存分に還元し、会社の更なる発展に向けての足がかりにしていただければと思う次第です。

【著者プロフィール】鈴木 雅人（すずき まさと）

弁護士（第一東京弁護士会）

1997年 司法試験合格

1998年 立命館大学法学部卒

2000年 司法修習終了（52期）、弁護士登録、三宅合同法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所

2009年 弁護士法人三宅法律事務所 パートナー就任

現在 日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員

（著書）『やさしくわかる！すぐできる！企業の個人情報対策と規程・書式』（日本法令）

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパン サクセスネット事務局
